各都道府県消防防災主管部長 殿 東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

平成23年春季全国火災予防運動の実施について

平成23年春季全国火災予防運動については、平成23年1月25日付け消防予第19号により実施要綱を定め、各都道府県知事等あてに消防庁長官から通知したところです。当該実施要綱に掲げる推進項目等の実施にあたり参考になると考えられる事項を、別添1「平成23年春季全国火災予防運動実施要綱について」のとおりとりまとめましたので、送付いたします。

なお、前回実施した平成22年秋季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果については、別添2のとおり独自の工夫を凝らして火災予防運動の活性化に取り組んでいる事例も見られました。これらを参考として地域の事情に応じた工夫を検討いただくとともに、山火事予防運動及び車両火災予防運動並びに本年の文化財防火デーを含め、今回の実施結果について、別添3により御報告いただきますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村(消防の 事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いしま す。

〈問い合わせ先〉

総務省消防庁予防課予防係 千葉係長、池町

Tel:03-5253-7523 mail:a.ikemachi@soumu.go.jp

平成23年春季全国火災予防運動実施要綱について

1 住宅防火対策の推進

(1) 住宅用火災警報器の設置推進

平成16年の消防法(昭和23年法律186号)改正による住宅用火災警報器の設置義務化については、新築住宅は平成18年6月より、既存住宅は本年6月までの市町村条例で定められる日より、適用開始となる。今後適用開始される地域はもとより、既に適用開始されている地域においても、普及状況が十分とは言い難い地域もあることから、各地域においては、全ての住宅への住宅用火災警報器の設置を強力に推進するため、住宅用火災警報器の効果の周知等を図るとともに、普及状況の把握等により効果的な施策展開を行う必要がある。

平成20年12月に開催された「第1回住宅用火災警報器設置推進会議」において、住宅用火災警報器の設置推進について、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、幅広い分野のあらゆる主体が総力を結集して国民運動的に取り組むべきであることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」(以下「基本方針」という。)が決定され、さらに、昨年1月及び8月に開催された同会議において、「当面の重点実施項目」(別紙1参照)が決定された。この基本方針に基づき、普及率調査の定期的実施・公表、全消防署又は消防本部における地域推進組織の整備、実施計画策定の促進、奏功事例等に係るマスメディア等への情報発信等を行うとともに、当面の重点実施項目である普及率調査の結果を踏まえた重点的取組、共同購入等の先進的ノウハウの普及、住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進、住宅用火災警報器の効果・奏功事例を活用した広報活動、高齢者世帯など設置困難世帯への対応強化等、地域推進組織を通じた総力的な取組を展開することが重要である。

なお、住宅用火災警報器の設置推進に当たっては、当庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html) や住宅防火推進協議会のホームページ (http://www.jubo.go.jp/) に掲載されている情報及び各種リーフレットなどの積極的な活用を図ることが考えられる。

(2) 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための周知

「住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止について」(平成22年4月6日付け消防予第175号)により、住宅用火災警報器の普及啓発に併せ、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための住民への周知を実施するとともに、悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報の消防庁への報告等について通知したところであるが、住宅用火災警報器の設置義務化が全面施行となる本年6月に向けて、これまで発生事例がないと想定される地域においても、住

宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害が増加することが懸念される。 このような悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害の拡大を防止するため、その具体的 事案を広く周知するとともに、共同購入や地域の取扱い店情報の提供など、被害の未 然防止に繋がる取組についても、積極的な広報活動を行うことが効果的である。

なお、悪質な訪問販売や詐欺等に関する注意事項等については、当庁ホームページや各種リーフレットなどに掲載されている。

(3) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

住宅火災による死者数の低減を図るためには、住宅用火災警報器の設置が最も効果的であるが、併せて家庭における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うためには、安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や消火のための住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であることから、これらの普及についても積極的に推進することが効果的である。

また、これらの住宅用防災機器等の普及に当たっては、当庁ホームページのパンフレット、映像資料及び住宅防火対策推進協議会のホームページに掲載されている住宅用防災機器等の取扱い店リストの積極的な活用を図ることが考えられる。

(4) 防炎品の普及促進

家庭における出火防止対策として、寝具や衣類等の防炎製品及びカーテン等の防 炎物品の使用が有効であることから、これらの普及を積極的に推進することが効果 的である。

また、これらの防炎品の普及に当たっては、当庁で製作した防炎品の普及啓発用ビデオ(「防炎品の普及啓発用ビデオ(DVD)について」(平成19年1月22日付け消防予第23号)において配布)、当庁のホームページや住宅防火推進協議会のホームページに掲載されている防炎品に関する情報や各種リーフレットなどの積極的な活用を図ることが考えられる。

(5) 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓 発活動の推進

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主 防災組織等と連携して防火訪問を実施する等により、地域住民が主体となって組織 的に広報・普及啓発活動に取り組むことが効果的である。

(6) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火の推進に当たっては、地域住民が日頃から接している各種のメディアを 積極的かつ効果的に活用するとともに、展示会等の開催や、町内会・自治会等の公 共的団体等の地域の会合を活用する等により、地域に密着した親しみやすい広報を 実施することが効果的である。

また、広報内容については、当庁が作成した住宅用火災警報器のCM、当庁ホームページに掲載されている「住宅防火情報」、住宅防火対策推進協議会のホームペ

ージ、パンフレット及び広報用の素材集等を活用し、住宅火災の現況、住宅防火対策の必要性、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報等を工夫して提供することが考えられる。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」(別紙2参照) については、従来から住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として定め重点的に広報してきたものであり、一般的な防火意識の高揚を図るために、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用することが効果的である。

(7) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止 対策の推進

一人暮らしの高齢者等で病弱者又は要介護状態にある者等、緊急事態に自ら行動することが困難な災害時要援護者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むことが効果的である。

具体的には、災害時要援護者等と接する機会の多いホームへルパー、民生委員等の福祉関係者や婦人(女性)防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかけることが考えられる。

また、独居世帯、高齢者や障がい者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施し、その際、住宅用火災警報器の設置及び維持の必要性とその効果について特に重点的に説明を行うことが考えられる。

2 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

(1)「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上 平成21年中の放火及び放火の疑いによる出火(以下「放火火災」という。)件 数は1万1,205件となっており、全火災件数5万1,139件のうち約2割を 占めていることを踏まえ、放火火災防止対策のより一層の推進を図ることが必要で ある。

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが重要と考えられる。実施に当たっては、「放火火災防止対策戦略プラン」(当庁ホームページにも掲載(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html))を積極的に活用し、常日頃より、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで、地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行い、放火火災に対する地域の対応力を向上させることが重要と考えられる。

その際、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等がそれぞれの立場において取り組むよう指導するとともに、地域特性に応じた放火防止モデル地域の設定、学校・自治会等における対象別・環境別火災予防教育の実施や、放火火災予

防診断、座談会等の実施など地域の実情に応じた戦略プランの展開を行うことが考えられる。

(2) パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

パチンコ店及び物品販売店舗においては、死角となりやすいトイレ、バックヤード等の可燃物等の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保、従業員や警備員による 巡回の強化、放火監視機器等の設置増強など防火安全対策の徹底に努めるよう積極 的に指導することが重要と考えられる。

また、放火火災防止対策強化中である旨又は放火監視機器による監視中である旨の注意喚起表示を積極的に行うよう併せて指導することが考えられる。

(3) 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあることを周知し、放火監視機器や炎感知器、消火器具等の設置を指導するとともに、必要に応じ街灯の増設、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備の設置を促進することが効果的である。

特に、放火が多発する地区等にあっては、可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関等との連携を図り、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるよう指導することが考えられる。

また、自動車や自転車などのボディカバーに放火される例も多発していることから、これらの防炎製品について情報提供を行い、使用を促進することが考えられる。

3 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

(1) 防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、高齢者や障がい者等に対する火災情報の伝達及び 避難介助に配意した避難誘導体制の確立についての指導を行うとともに、特に旅館、 ホテル等の宿泊を伴う施設においては、その実態に応じ、夜間において火災が発生 した場合を想定した消火、通報及び避難訓練の実施等についてきめ細やかな指導を 行い、検証の徹底を図るなど、防火管理体制の充実を図ることが重要と考えられる。

(2) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

火災が発生した場合に避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、 煙の拡散、延焼拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持 管理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整 備を推進することが効果的である。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告の徹底を図るなど、消防用設備等の適正な維持管理の徹底を図ることが重要と考えられる。

(3) 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の促進

出火又は延焼拡大の防止等のため、防炎物品の使用の徹底を図るとともに、寝具

類等の防炎製品の普及を推進することが効果的である。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底

防火対象物定期点検報告については、その実施率が未だ十分ではないため、関係者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底及び報告実施の促進を図ることが重要と考えられる。

また、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について重点的に立入検査を実施するなど、効率的な違反是正の推進に努めることが効果的である。

(5) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

平成13年9月に発生した東京都新宿区の歌舞伎町ビル火災以後、消防法令違反のある対象物における違反是正を推進することが重要となっており、特に、立入検査及び違反是正については、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」(平成14年8月30日付け消防安第39号、最終改正:平成21年9月11日付け消防予第379号)を踏まえた計画的な実施等により、防火安全対策を徹底する必要がある。

また、行政指導により違反を是正しないものに対しては、警告をはじめとする 違反処理を実施し、違反が全く是正されない場合や繰返し違反が行われる場合な ど悪質性が高いもの及び火災危険性が特に高いものについては、時機を逸するこ となく措置命令を発動するなど必要な措置を講じることが重要と考えられる。

なお、違反是正に当たっては、「安心・安全なまちづくり全国展開プラン」(平成17年6月犯罪対策閣僚会議決定)をはじめ、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について」(平成18年1月10日付け消防予第8号)、「防火対象物の防火安全対策における建築行政機関との連携の推進について」(平成18年3月28日付け消防予第122号)等を踏まえ、警察機関、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

(6) 個室ビデオ店等の個室型店舗における防火安全対策の徹底

個室ビデオ店等においては、その構造や利用形態から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気付きにくいため、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きい。

平成20年10月に発生した大阪市の個室ビデオ店の火災を踏まえ、個室型店舗等の安全対策の推進として自動火災報知設備の早期設置促進、夜間における応急体制の確保と訓練の実施が特に重要であり、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」(平成20年10月1日付け消防予第255号)、「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成20年10月7日付け消防予第257号)及び「個室型店舗等における消防訓練マニュアル」(平成21年6月30日付け事務連絡)により、防火安全対策の徹底を図ることが考えられる。

また、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」(平成21年総務省令第93号)により自動火災報知設備や誘導灯等に関する設置基準が強化されたところであり、これらについて昨年11月30日までの経過措置期限を踏まえ、個室型店舗等の関係者に対して対応を促すことが考えられる。

(7) 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底 高齢者等が多数入居する小規模福祉施設においては、ひとたび火災が発生すれ ば入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間においては職員 の配置が少数であることなどにより、全入居者を短時間で避難させることが難し い。

これらの施設においては、安全対策の推進のために消防法令違反の是正推進、早期の火災覚知体制及び避難誘導介助体制の確保が特に重要であり、昨年3月に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災も踏まえ、「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成22年3月13日付け消防予第130号)、「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策の徹底について」(平成22年6月10日付け消防予第260号)、「未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査について」(平成22年7月21日付け消防予第318号)等により、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

なお、平成21年度補正予算による「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」により対象となる小規模福祉施設への連動型住宅用火災警報器の設置が推進されていることを踏まえ、避難誘導介助体制については、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」(平成21年10月27日付け全消発第338号)による、施設職員が自らの体制を検証する形での消防訓練の実施を推進することが考えられる。

また、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)等により消防用設備等の設置基準が強化されており、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を早期に設置するよう、施設の関係者に対し協力を求めることが必要である。

(8)小規模雑居ビルにおける防火安全対策の徹底

唯一の避難経路となる階段で、火災発生時に避難の障害となる状況が頻繁に認められる等、防火管理が適切に実施されていないものが多く認められる小規模雑居ビルにおいては、ひとたび火災が発生すると比較的短時間で火災が拡大し、消火・避難が困難となり、人的、物的に多大な損害が生じる可能性が高い。

これらの防火対象物においては、平成21年11月に発生した東京都杉並区の 雑居ビル火災も踏まえ、「小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物における違反 是正の推進について」(平成17年3月24日付け消防安第58号)、「雑居ビル内 の飲食店における火災を踏まえた防火安全対策の徹底について」(平成21年11 月22日付け消防予第505号)等により、扉、階段、通路等の適切な維持管理の徹底、警報設備、避難設備の維持管理の徹底、放火防止対策の推進、並びに違反是正の取組の強化等、必要な防火安全対策の徹底を図ることが重要と考えられる。

4 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、火災予防運動の期間中は消費者である地域住民に消防機関が接する機会が多くなることから、電気用品、燃焼機器、自動車等の火災の発火源となることが多い製品について、適切な使用・維持管理の呼び掛けに併せて、「平成21年中の製品火災に関する調査結果」(平成22年3月26日消防庁報道発表資料)等、各種機関の収集情報等を参考とし、注意情報を発信することが考えられる。

5 林野火災予防対策の推進

(1) 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚

林野火災の出火原因としては、たき火、たばこ及び火入れによるものが過半数を 占めているが、この時季は、春を迎えての火入れの開始、入山者の増加等が見込ま れることから、林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚を図ることが重要と考え られる。

(2) 火災警報発令中における火の使用制限の徹底

消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報が発せられたときは、 火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るととも に、監視及び広報パトロールを強化するなどして出火防止に努めることが重要と考 えられる。

(3) 火入れに際しての手続き等の徹底

火入れの相談があった場合又は情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密にし、関係者に対して森林法(昭和26年法律第249号)第21条第1項本文に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導するとともに、火災予防及び火災の警戒上必要な措置について徹底を図るよう指導することが重要と考えられる。

(4) 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導を強化するとともに、林野関係者と連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講じるよう努めることが重要と考えられる。

6 車両火災予防運動の推進

平成21年中の車両火災の原因をみると、放火及び放火の疑いによるものが全体

の19.5%を占めていることから、車両火災の防止と被害の軽減を図るため、防 炎製品のボディーカバーの使用等について普及促進を図ることが効果的である。

また、駅舎等における防火安全対策の徹底を図るため、初期消火、通報及び避難訓練の実施等について、鉄道関係者に対する指導を行うことが重要と考えられる。

7 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっては、上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することが効果的である。

特に、消防団員の数は、昨年4月1日現在、89万人を割り、地域の安心・安全を確保するうえで、多大な支障をきたす事になるなど大変憂慮される厳しい状況にあることから、消防訓練や防火安全講習等、各種イベントの機会を捉え、消防団の地域における重要性や「消防団協力事業所表示制度」を啓発し、地域の住民・事業所に対し積極的な消防団への入団推進を図ることが効果的である。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
 - ア 消防団員確保を推進することによる、地域の火災予防体制の充実
 - イ 婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
 - ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施
- (2) 震災時における出火防止対策等の推進
 - ア 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
 - イ 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の 推進
 - ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進
- (3) 大規模産業施設の安全確保
 - ア 当該施設の実態把握
 - イ 当該施設で取り扱う危険性物品(廃棄物の処理・加工品を含む。)の把握
 - ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- (4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進
 - ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
 - イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
 - ウ 器具、配線・配管の正しい使用の徹底
- (5) 消火器の適切な維持管理
 - ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
 - イ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進
- (6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 火災予防広報の実施
 - イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行

- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
- エ 工事等における火気管理の徹底
- (7) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

8 老朽化消火器の破裂事故等を踏まえた対応

(1) 平成21年9月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、住民に対する注意喚起と消火器の回収先(製造事業者による廃消火器リサイクルの回収窓口等)の周知等の取組を図るようお願いしているところであるが、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き本運動中に実施するイベント等(住宅防火訪問等)の機会を有効に活用し、一層の注意喚起を図るとともに、老朽化消火器の廃棄・リサイクルに関する注意事項等についても、併せて周知されたい。

また、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成22年 総務省令第111号)等により消火器に係る省令及び点検基準が改正されており、 その周知徹底が必要である。

(2)「エアゾール式簡易消火具の不具合(亀裂・破裂事故)に係る注意喚起について」 (平成19年4月10日付け消防予第137号)等により、再三にわたってエア ゾール式簡易消火具の取扱いに係る注意喚起をお願いしてきたところであるが、 昨年12月28日までに報告された不具合(亀裂・破裂事故)の製品事故は4,0 67件(うち人身事故は9件)に上り、未だ約11万7,000本(全体の約6 4%)の製品が未回収であり、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、 引き続き取扱いに関する一般的注意事項等について、本運動中に実施するイベン ト等の機会を有効に活用し注意喚起を図られたい。

9 その他

近年、救助袋を使用した避難訓練実施中の事故発生が多く報告されており、防火 対象物における救助袋を使用した訓練及び点検等の際には安全管理を徹底するよう、 注意喚起を図られたい。

当面の重点実施項目 (住宅用火災警報器設置推進会議決定[※])

住警器設置義務化が全面施行となる平成23年6月に向け、当面、以下 を重点実施項目として、地域推進組織を通じ総力的な取組を展開。

- 1. 普及率調査の結果を踏まえた重点的取組
 - ・普及率が低い地域における取組の強化
 - ・普及率が高い地域の要因・効果の検証・分析、紹介 等
- 2. 共同購入等の先進的ノウハウの普及
 - ・地域推進組織に対し、各種普及促進事業を含めた先進事例を紹介、活用を推奨 等
- 3. 住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進
 - ・住宅防火に関するわかりやすい広報とセットで設置を呼び掛け 等
- 4. 住警器の効果・奏功事例を活用した広報活動
 - ・各地域における効果分析や奏功事例の報道機関への情報提供等
- 5. 高齢者世帯など設置困難世帯への対応強化
 - ・特別交付税や緊急雇用創出事業等の財政措置の活用 等
- $%1 \sim 3$ については、平成22年1月27日第3回会議にて決定され、 $4 \sim 5$ については平成22年8月4日第4回会議にて追加決定された項目である。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 3 つの習慣・4 つの対策-

3つの習慣

- ○寝たばこは、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

平成23年春季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果の概要

1 行事等の概要

以下のような企画により火災予防を地域住民に広く普及

- ・ 普及啓発広報 (パレード、ビラ配布など)
- ・ 火災訓練の実施
- ・ イベント開催 (展示、寸劇、体験コーナーの設置など)
- ・ 防火訪問や指導査察

2 多く見られた工夫

- ・ 住宅用火災警報器の普及促進に向けた、チラシやポケットティッシュ等の配布
- ・ 最近の火災被害に着目し、社会福祉施設等の関係者と合同の消防訓練等の実施
- 一日消防署長の実施(地元の著名人を起用し注目させる工夫も見られた。)
- ・ 保育園児や幼稚園児、小中学生を対象としたイベントの開催(防火映画の上映、消防車試 乗、寸劇、各種体験等)
- ・ 地元テレビ、ラジオ、新聞、インターネットでの効果的な広報
- ・ 住宅防火等訪問指導(訪問時、火気の取扱い状態を確認するとともに、老朽化した消火 器の回収や悪質訪問販売等への注意喚起を行う工夫も見られた。)
- ・ 火災予防運動防火パレードの実施(消防職員や消防車両のみではなく、保育園児によるパレードを実施する等の工夫も見られた。)
- イベント開催場所に多くの人が集まる朝市会場やショッピングセンター等を選定
- ・ 火災予防運動ポスターの提示

3 その他の特徴的な工夫

- ・ 「防災ヒロイン たのしんジャー」による、歌とダンスや防災ゲームによって楽しみな がら子供達の防災意識啓発を図る防災教育活動(鳥取県西部広域行政管理組合消防局)
- ・ 林野火災事案を想定した徳島県消防防災航空隊とみよし広域連合消防本部による林野火 災合同訓練(徳島県みよし広域連合消防本部)
- ・ 「火の用心」とデザインしたTシャツを着用し、マラソンをしながら防火意識の高揚を 図る「防火広報マラソン」(熊本県阿蘇広域行政事務組合消防本部)
- ・ 中学生に防火ポスターを描いてもらうことにより、防火意識の高揚及び防火思想の普及 啓発を図る防火ポスターコンクール(山形県鶴岡市消防本部)
- ・ 着ぐるみ (ゆるキャラ9体) を使ってのインパクトのある活動により、マスコミを取り 込んだ広報活動「防火ロード2010秋」(新潟県上越地域消防事務組合)
- ・ 企業や、住民と一体となって防災のイベントを実施「防災フェスタ2010」(兵庫県加古川市消防本部)

第57回文化財防火デー及び平成23年春季全国火災予防運動の実施結果に 関する報告について

第57回文化財防火デー及び平成23年春季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果(別記様式1、別記様式1-2、別記様式2及び別記様式2-2)について報告をお願いします。また、実施結果に関係する写真がありましたら添付をお願いします。

1 調査票の入手方法

調査票は事前に下記消防庁予防課担当者から都道府県担当者へ電子メールにて送付いたします。

都道府県担当者は別記様式1-1及び1-2について消防本部に転送をお願いします。

2 結果の報告先

消防庁予防課予防係 電子メールアドレス yobouka-y@ml.soumu.go.jp

3 調査票の作成及び送付について

(1)消防本部(非常備町村)

別記様式1-1及び1-2に入力の上、ファイル名を「 $\bigcirc\bigcirc$ (都道府県) $\bigcirc\bigcirc$ 消防本部」として<u>都道府県あてに送信</u>する。(都道府県の報告期限が異なるため注意)。また、関係する写真がある場合は同時に提出する(写真のファイル名を「 $\bigcirc\bigcirc$ (都道府県) $\bigcirc\bigcirc$ 消防本部」と明記)。

(2) 都道府県

行事等の実施結果

- ① 消防本部(非常備町村)から送付された別記様式1-1及び1-2について、他の消防機関等の参考となるような事例を選定する(3つ以内)。
- ② 都道府県の行事等の実施結果を別記様式2-1及び2-2に入力する。また、関係する写真がある場合は同時に提出する(写真のファイル名を「〇〇(都道府県)」と明記)。
- ③ 抽出した別記様式1-1、1-2、2-1及び2-2<u>並びに写真</u>を上記2のアドレスあて送信する。

4 報告期限

平成23年5月27日(金)

5 報告されたデータの利用方法

行事等の実施結果については消防庁にて精査し、都道府県及び消防本部等が参考となる事例を、次回平成23年秋季全国火災予防運動時に提供することとします。また、写真については総務省及び消防庁の広報誌等へ実施状況として掲載させて頂くことがあります(その際は事前に掲載の可否を該当都道府県又は消防本部へ連絡させて頂きます)。

【連絡先】

消防庁予防課予防係 千葉係長、池町 TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533 別記様式1-1

(記 載 何) ※別記様式2-1(都道府県用)も本記載例を参考に作成して下さい。

平成23年春季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果調査票(消防本部用)

都道府県名	○○県	消防本部名 (非常備町村名)	△△市消防本部

I 消防本部における平成23年春季火災予防運動の実施期間

3	月	1	日 ~	3	月	7	日

Ⅱ 平成23年春季全国火災予防運動期間中の行事等の実施結果

上記 I の期間中に消防本部が主体となって実施した行事等で、今回初めて取り組んだものや最も力を入れて取り組んだものなどを記入して下さい。記載要領等は次のとおりです。

- ①記入する事例は、1件のみとして下さい。
- ②「行事等の内容」については、11ポイントの文字の大きさで枠内に収めるようにして下さい。
- ③「行事等の内容」は、おおむね実施目的、実施内容、参加団体・人員、特に工夫した点、実施した結果やその効果、改善を要する点などを記載して下さい。
- ④記載内容は参考事例として提供することがありますので、個人情報に注意して作成して下さい。

行事等の区分	住宅防火対策を主とした行事等・ 消防訓練 ・ 防火査察 ・その他の行事等
名 称	第4回住宅防火対策推進講演会
実施期間•日時	平成23年3月1日 14:00~15:30
実 施 場 所	○○県△△市□□町1丁目1番1号 △△市文化センター6階 中ホール
過去に本行事を実施 した回数・継続年数等	平成19年に第1回目を実施し、今回第5回目
行事等の内容	

1 実施目的

住宅用火災警報器の設置義務化をはじめ機器の有効性や必要性などを直接市民に説明し、住宅用火災警報器の積極的な設置を促すとともに、住宅防火対策の重要性を広く啓発し、住宅火災の低減及び死傷者の発生防止を図るもの。

2 実施内容

14:05~14:40 講演:△△市の住宅火災の状況及び住宅防火対策の必要性(予防課長)

14:50~15:25 講演:住宅用火災警報器の設置義務化について(予防課課長補佐)

15:25~15:30 住宅用火災警報器の設置状況等に関するアンケートを実施

3 参加団体·参加人員

担当者:本部職員3名、参加者:□□地区自主防災会20名、他、近隣住民等 計50名

- 4 特に工夫した点
 - 多くの市民に住宅防火対策の重要性を認識してもらうため、本市で発生した火災事例を多く取り上げた講演内容とした。
 - 住宅用火災警報器の実物を会場に展示した。
 - 住宅用火災警報器の設置場所を一目で理解してもらえるよう、職員が作成した一般住宅模型を使用して説明を行った。
 - 住宅用火災警報器の取付を職員が実演し、機器の取付が難しくないことを強く訴えた。
- 5 実施した結果及び効果

アンケート調査の結果、住宅用火災警報器が設置されているという回答が約2割、今後設置 するという回答が約8割であった。なお、本講習会が参考になったとの回答が約8割あった。

6 改善を要する点

今回、参加者を広く募集したものの、前回より5名の増加が見られたのみであった。次回は、市の広報誌、HP等に今回よりも大きく目立つ形で掲載し、広く参加者を集める予定。

別記様式1-1

Ι

П

亚成23年奏季全国ル	/公子院運動期間由にお	ける行事等の実施結果調査	要(消防太部用)
十成と3十谷学王国グ	、火下川連製舟川中にの	しる1] 争守い天心和朱嗣宜:	录以用奶伞叫用。

平成23年春季全国	火災予防運	動期間中にお	ける行事等	Fの実施結果調査票(?	消防本部用)
都道府県名		消防本部名 (非常備町村名)			
消防本部における平	成23年春季。	火災予防運動の	実施期間		
月	日 ~	月	日		
平成23年春季全国	 火災予防運動	期間中の行事等	 等の実施結り	.	
上記 I の期間中に消入れて取り組んだもの				、今回初めて取り組んだ	ものや最も力を
1記入する事例			(安限寺は火	<i>のとありです</i> 。	
				さで枠内に収めるようにし	
③『行事等の内容 結果やその効果				加団体・人員、特に工夫	した点、実施した
④記載内容は参	考事例として	提供することが	ありますので	、個人情報に注意して作	「成して下さい。
行事等の区分	住宅防	火対策を主とし	た行事等・消	防訓練・防火査察・その	他の行事等
名 称					
実施期間∙日時					
実 施 場 所					
過去に本行事を実施 した回数・継続年数等					
行事等の内容					

第57回文化財防火デー実施結果調査票(消防本部用)

	都道府県名		消防本部名 (非常備町村名)	
I	実施期間			
	月	日 ~	月	日
п	実施結果			
	入れて取り組んだも ①記入する事例 ②「訓練等の内 ③「訓練等の内 結果やその効勢	らのなどを記入し 別は、1件のみと P容」については P容」は、おおむ 果、改善を要す	して下さい。記載到 として下さい。 は、11ポイントのない は実施目的、実施 る点などを記載し	た訓練等で、今回初めて取り組んだものや最も力を要領等は次のとおりです。 文字の大きさで枠内に収めるようにして下さい。 施内容、参加団体・人員、特に工夫した点、実施したして下さい。 ありますので、個人情報に注意して作成して下さい。
	区分	7 7 7 7 7 7 7		・ 防火指導 ・ 広報活動 ・ その他
	名 称			
	177			
	実施期間•日時			
	実施場所			
	文化財の種類※			
	過去の実施回数 ・継続年数等			
	訓練等の内容			

※国宝・重要文化財等の種類を記入願います。

別記様式2-1

亚成23年基委全国ル	※予防運動期間由には	いける行事等の宝体級	:果調査票(都道府県用)
十成と3十十字上国人	火 化切理划规则中心	3いる1」 争守い夫心的	3朱砂宜录(砂理水汞用)

	十次20千谷子主国人火!例是到朔间十に8317〜811争寺の大旭和末嗣且宗(即追州宋用/						א רע און
	都道府県名		担当部	署名			
Ι	都道府県における	る平成23年春季	火災予防運動の	り実施期間			
	月	日 ~	月	日			
П	-	に都道府県が主	体的に実施・推 入して下さい。 記 として下さい。	進した行事は載要領等は	等で、今回初め ^っ は次のとおりです	•	
	③「行事等の結果やそのな)内容」は、おおむ 効果、改善を要す は参考事例として	ね実施目的、写 る点などを記載	『施内容、参 して下さい。	参加団体·人員、 。	特に工夫した点、	、実施した
	行事等の区分	分 住宅防	が大対策を主とし	た行事等・	消防訓練・防火	査察・その他の行	事等
	名	称					
	実施期間・日	诗					
	実施場層	听					
	過去に本行事を実した回数・継続年数						
	行事等の内容	容					

第57回文化財防火デー実施結果調査票(都道府県用)

	都道府県名		担当部署名	
I	実施期間			
	月	日 ~	月	日
п	実施結果			
				:訓練等で、今回初めて取り組んだものや最も力を 関領等は次のとおりです。
	①記入する	事例は、1件のみと	として下さい。	
				字の大きさで枠内に収めるようにして下さい。 西内容、参加団体・人員、特に工夫した点、実施した
	結果やその変	効果、改善を要す	る点などを記載し	て下さい。
				りますので、個人情報に注意して作成して下さい。
	区 :	分	消防訓練・	防火指導 ・広報活動 ・ その他
	名	称		
	実施期間・日日	诗		
	実施場	听		
	文化財の種類			
	過去の実施回 ・継続年数	数 等		
	訓練等の内容	容		

※国宝・重要文化財等の種類を記入願います。

H23春 H22秋 消防予第21号 消防予第419号 平成23年1月25日 平成22年9月15日 各都道府県消防防災主管部長 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 殿 東京消防庁・各指定都市消防長 殿 消防庁予防課長 消防庁予防課長 平成23年春季全国火災予防運動の実施について 平成22年秋季全国火災予防運動の実施について 平成23年春季全国火災予防運動については、平成23年1月25日付け消防予第 1 平成22年秋季全国火災予防運動については、平成22年9月15日付け消防予第41 9号により実施要綱を定め、各都道府県知事等あてに消防庁長官から通知したところで 7号により実施要綱を定め、各都道府県知事等あてに消防庁長官から通知したところで す。当該実施要綱に掲げる推進項目等の実施にあたり参考になると考えられる事項を、別 す。当該実施要綱に掲げる推進項目等の実施にあたり参考になると考えられる事項を、別 添1「平成23年春季全国火災予防運動実施要綱について」のとおりとりまとめましたの 添1「平成22年秋季全国火災予防運動実施要綱について」のとおりとりまとめましたの で、送付いたします。 で、送付いたします。 なお、前回実施した平成22年秋季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果 なお、前回実施した平成22年春季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果 については、別添2のとおり独自の工夫を凝らして火災予防運動の活性化に取り組んでい については、別添2のとおり独自の工夫を凝らして火災予防運動の活性化に取り組んでい る事例も見られました。これらを参考として地域の事情に応じた工夫を検討いただくとと る事例も見られました。これらを参考として地域の事情に応じた工夫を検討いただくとと もに、山火事予防運動及び車両火災予防運動並びに本年の文化財防火デーを含め、今回の 今回の 実施結果について、別添3により御報告いただきますようお願いします。 実施結果について、別添3により御報告いただきますようお願いします。 各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村(消防の事務 各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村(消防の事務 を処理する一部事務組合等を含む。) に対してもこの旨周知されるようお願いします。 を処理する一部事務組合等を含む。) に対してもこの旨周知されるようお願いします。 別添1 別添1 平成23年春季全国火災予防運動実施要綱について 平成22年秋季全国火災予防運動実施要綱について

1 住宅防火対策の推進

(1) 住宅用火災警報器の設置推進

平成16年の消防法 (昭和23年法律186号) 改正による住宅用火災警報器の設置義務化については、新築住宅は平成18年6月より、既存住宅は本 年6月までの市町村条例で定められる日より、適用開始となる。今後適用開始される地域はもとより、既に適用開始されている地域においても、普及状況が十分とは言い難い地域もあることから、各地域においては、全ての住宅への住宅用火災警報器の設置を強力に推進するため、住宅用火災警報器の効果の周知等を図るとともに、普及状況の把握等により効果的な施策展開を行う必要がある。

一一平成20年12月に開催された「第1回住宅用火災警報器設置推進会議」において、住宅用火災警報器の設置推進について、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、幅広い分野のあらゆる主体が総力を結集して国民運動的に取り組むべきであることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」(以下「基本方針」という。)が決定され、さらに、昨年1月及び8月に開催された同会議において、「当面の重点実施項目」(別紙1参照)が決定された。この基本方針に基づき、普及率調査の定期的実施・公表、全消防署又は消防本部における地域推進組織の整備、実施計画策定の促進、奏功事例等に係るマスメディア等への情報発信等を行うとともに、当面の重点実施項目である普及率調査の結果を踏まえた重点的取組、共同購入等の先進的ノウハウの普及、住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進、住宅用火災警報器の効果・奏功事例を活用した広報活動、高齢者世帯など設置困難世帯への対応強化等、地域推進組織を通じた総力的な取組を展開することが重要である。

なお、住宅用火災警報器の設置推進に当たっては、当庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html) や住宅防火推進協議会のホームページ (http://www.jubo.go.jp/) に掲載されている情報及び各種リーフレットなど の積極的な活用を図ることが考えられる。

(2) 住宅用火災警報器の<u>悪質な訪問</u>販売や<u>詐欺等</u>に係る<u>被害防止のため</u>の周知

「住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止について」(平成22年4月6日付け消防予第175号)により、住宅用火災警報器の普及啓発に併せ、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための住民への周知

1 住宅防火対策の推進

(1) 住宅用火災警報器の設置推進

平成16年の消防法	改正による住宅用火災警報器の認
置義務化については、新築住宅は平成18年	年6月より、既存住宅は <u>平成23</u> 年6月ま
での市町村条例で定められる日より、適用	開始となる。

なお、今後適用開始される地域はもとより、既に適用開始されている地域において も、普及状況が十分とは言い難い地域もあることから、引き続き設置の徹底に取り組 む必要がある。

また、平成20年12月に開催された「第1回住宅用火災警報器設置推進会議」において、住宅用火災警報器の設置推進について、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、幅広い分野のあらゆる主体が総力を結集して国民運動的に取り組むべきであることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」(以下「基本方針」という。)が決定され、さらに、本年1月及び8月に開催された同会議において、「当面の重点実施項目」(別紙1参照)が決定された。この基本方針に基づき、普及率調査の定期的実施・公表、全消防署又は消防本部における地域推進組織の整備、実施計画策定の促進、奏功事例等に係るマスメディア等への情報発信等を行うとともに、当面の重点実施項目である普及率調査の結果を踏まえた重点的取組、共同購入等の先進的ノウハウの普及、住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進、住宅用火災警報器の効果・奏功事例を活用した広報活動、高齢者世帯など設置困難世帯への対応強化等、地域推進組織を通じた総力的な取組を展開することが重要である。

なお、住宅用火災警報器の設置推進に当たっては、当庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html) や住宅防火推進協議会のホームページ (http://www.jubo.go.jp/) に掲載されている情報及び各種リーフレットなど の積極的な活用を図ることが考えられる。

(2) 住宅用火災警報器の不適正 販売に係る予防策 の周知

「住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止について」(平成22年4月6日付け消防予第175号)により、住宅用火災警報器の普及啓発に併せ、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための住民への周知

を実施するとともに、悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報の消防庁への報告等について通知したところであるが、住宅用火災警報器の設置義務化が全面施行となる<u>本</u> 年6月に向けて、これまで発生事例がないと想定される地域においても、住宅用 火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害が増加することが懸念される。

このような悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害の拡大を防止するため、その具体的 事案を広く周知するとともに、共同購入や地域の取扱い店情報の提供など、被害の未 然防止に繋がる取組 についても、積極的な広報活動を行うことが効果的である。

なお、悪質な訪問販売や詐欺等に関する注意事項等については、当庁ホームページ や各種リーフレットなどに掲載されている。

(3) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

住宅火災による死者数の低減を図るためには、住宅用火災警報器の設置が最も効果的であるが、併せて家庭における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うためには、安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や消火のための住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であることから、これらの普及についても積極的に推進することが効果的である。

また、これらの住宅用防災機器等の普及に当たっては、当庁ホームページのパンフレット、映像資料及び住宅防火対策推進協議会のホームページに掲載されている住宅 用防災機器等の取扱い店リストの積極的な活用を図ることが考えられる。

(4) 防炎品の普及促進

家庭における出火防止対策として、寝具や衣類等の防炎製品及びカーテン等の防炎 物品の使用が有効であることから、これらの普及を積極的に推進することが効果的で ある。

また、これらの防炎品の普及に当たっては、当庁で製作した防炎品の普及啓発用ビデオ (「防炎品の普及啓発用ビデオ (DVD) について」(平成19年1月22日付け消防予第23号) において配布)、当庁のホームページや住宅防火推進協議会のホームページに掲載されている防炎品に関する情報や各種リーフレットなどの積極的な活用を図ることが考えられる。

(5)消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防 災組織等と連携して防火訪問を実施する等により、地域住民が主体となって組織的に を実施するとともに、悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報の消防庁への報告等について通知したところであるが、住宅用火災警報器の設置義務化が全面施行となる<u>平成</u>23年6月に向けて、これまで発生事例がないと想定される地域においても、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害が増加することが懸念される。

このような悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害の拡大を防止するため、その具体的事案を広く周知するとともに、共同購入や地域の取扱い店情報の提供など、被害の未然防止に繋がる取組みについても、積極的な広報活動を行うことが効果的である。

なお、悪質な訪問販売や詐欺等に関する注意事項等については、当庁ホームページ や各種リーフレットなどに掲載されている。

(3) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

住宅火災による死者数の低減を図るためには、住宅用火災警報器の設置が最も効果的であるが、併せて家庭における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うためには、安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や消火のための住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であることから、これらの普及についても積極的に推進することが効果的である。

また、これらの住宅用防災機器等の普及に当たっては、当庁ホームページのパンフレット、映像資料及び住宅防火対策推進協議会のホームページに掲載されている住宅 用防災機器等の取扱い店リストの積極的な活用を図ることが考えられる。

(4) 防炎品の普及促進

家庭における出火防止対策として、寝具や衣類等の防炎製品及びカーテン等の防炎 物品の使用が有効であることから、これらの普及を積極的に推進することが効果的で ある。

また、これらの防炎品の普及に当たっては、当庁で製作した防炎品の普及啓発用ビデオ(「防炎品の普及啓発用ビデオ(DVD)について」(平成19年1月22日付け消防予第23号)において配布)、当庁のホームページや住宅防火推進協議会のホームページに掲載されている防炎品に関する情報や各種リーフレットなどの積極的な活用を図ることが考えられる。

(5) 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防 災組織等と連携して防火訪問を実施する等により、地域住民が主体となって組織的に 広報・普及啓発活動に取り組むことが効果的である。

(6) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火の推進に当たっては、地域住民が日頃から接している各種のメディアを積極的かつ効果的に活用するとともに、展示会等の開催や、町内会・自治会等の公共的団体等の地域の会合を活用する等により、地域に密着した親しみやすい広報を実施することが効果的である。

また、広報内容については、当庁が作成した住宅用火災警報器のCM、当庁ホームページに掲載されている「住宅防火情報」、住宅防火対策推進協議会のホームページ、パンフレット及び広報用の素材集等を活用し、住宅火災の現況、住宅防火対策の必要性、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報等を工夫して提供することが考えられる。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」(別紙2参照) については、従来から 住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として定め重点的に広報し てきたものであり、一般的な防火意識の高揚を図るために、地域の実情を踏まえ、必 要に応じて活用することが効果的である。

(7) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策 の推進

一人暮らしの高齢者等で病弱者又は要介護状態にある者等、緊急事態に自ら行動することが困難な災害時要援護者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むことが効果的である。

具体的には、災害時要援護者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の 福祉関係者や婦人(女性)防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図 り、積極的な協力を働きかけることが考えられる。

また、独居世帯、高齢者や障<u>がい</u>者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施し、その際、住宅用火災警報器の設置及び維持の必要性とその効果について特に重点的に説明を行うことが考えられる。

- 2 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (1)「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上 平成21年中の放火及び放火の疑いによる出火(以下「放火火災」という。)件数 は1万1,205件となっており、全火災件数5万1,139件のうち約2割を占め

広報・普及啓発活動に取り組むことが効果的である。

(6) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火の推進に当たっては、地域住民が日頃から接している各種のメディアを積極的かつ効果的に活用するとともに、展示会等の開催や、町内会・自治会等の公共的団体等の地域の会合を活用する等により、地域に密着した親しみやすい広報を実施することが効果的である。

また、広報内容については、当庁が作成した住宅用火災警報器のCM、当庁ホームページに掲載されている「住宅防火情報」、住宅防火対策推進協議会のホームページ、パンフレット及び広報用の素材集等を活用し、住宅火災の現況、住宅防火対策の必要性、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報等を工夫して提供することが考えられる。

(7) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策 の推進

一人暮らしの高齢者等で病弱者又は要介護状態にある者等、緊急事態に自ら行動することが困難な災害時要援護者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むことが効果的である。

具体的には、災害時要援護者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の 福祉関係者や婦人(女性)防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図 り、積極的な協力を働きかけることが考えられる。

また、独居世帯、高齢者や障<u>害</u>者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施し、その際、住宅用火災警報器の設置及び維持の必要性とその効果について特に重点的に説明を行うことが考えられる。

- 2 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (1)「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上 平成21年中の放火及び放火の疑いによる出火(以下「放火火災」という。)件数 は1万1,205件となっており、全火災件数5万1,139件のうち約2割を占め

ていることを踏まえ、放火火災防止対策のより一層の推進を図ることが必要である。 放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが積極的に放火 火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、関係団体、事業所、町 内会及び住民等地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが 重要と考えられる。実施に当たっては、「放火火災防止対策戦略プラン」(当庁ホーム ページにも掲載(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html))を積 極的に活用し、常日頃より、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクル で、地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組_を継続的に行い、放火火 災に対する地域の対応力を向上させることが重要と考えられる。

その際、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等がそれぞれの立場において取り組むよう指導するとともに、地域特性に応じた放火防止モデル地域の設定、学校・自治会等における対象別・環境別火災予防教育の実施や、放火火災予防診断、座談会等の実施など地域の実情に応じた戦略プランの展開を行うことが考えられる。

(2) パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

パチンコ店及び物品販売店舗においては、死角となりやすいトイレ、バックヤード等の可燃物等の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保、従業員や警備員による巡回の強化、放火監視機器等の設置増強など防火安全対策の徹底に努めるよう積極的に指導することが重要と考えられる。

また、放火火災防止対策強化中である旨又は放火監視機器による監視中である旨の注意喚起表示を積極的に行うよう併せて指導することが考えられる。

(3) 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあることを周知し、放火監視機器や炎感知器、消火器具等の設置を指導するとともに、必要に応じ街灯の増設、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備の設置を促進することが効果的である。

特に、放火が多発する地区等にあっては、可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関等との連携を図り、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるよう指導することが考えられる。

また、自動車や自転車などのボディカバーに放火される例も多発していることから、これらの防炎製品について情報提供を行い、使用を促進することが考えられる。

ていることを踏まえ、放火火災防止対策のより一層の推進を図ることが必要である。

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが積極的に放火 火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、関係団体、事業所、町 内会及び住民等地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが 重要と考えられる。実施に当たっては、「放火火災防止対策戦略プラン」(当庁ホーム ページにも掲載(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html))を積 極的に活用し、常日頃より、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクル で、地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組みを継続的に行い、放火火 災に対する地域の対応力を向上させることが重要と考えられる。

その際、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等がそれぞれの立場に おいて取り組むよう指導するとともに、地域特性に応じた放火防止モデル地域の設 定、学校・自治会等における対象別・環境別火災予防教育の実施や、放火火災予防診 断、座談会等の実施など地域の実情に応じた戦略プランの展開を行うことが考えられ る。

(2) パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

パチンコ店及び物品販売店舗においては、死角となりやすいトイレ、バックヤード等の可燃物等の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保、従業員や警備員による巡回の強化、放火監視機器等の設置増強など防火安全対策の徹底に努めるよう積極的に指導することが重要と考えられる。

また、放火火災防止対策強化中である旨又は放火監視機器による監視中である旨の注意喚起表示を積極的に行うよう併せて指導することが考えられる。

(3) 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあることを周知し、放火監視機器や炎感知器、消火器具等の設置を指導するとともに、必要に応じ街灯の増設、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備の設置を促進することが効果的である。

特に、放火が多発する地区等にあっては、可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関等との連携を図り、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるよう指導することが考えられる。

また、自動車や自転車などのボディカバーに放火される例も多発していることから、これらの防炎製品について情報提供を行い、使用を促進することが考えられる。

- 3 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (1) 防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、高齢者や障<u>がい</u>者等に対する火災情報の伝達及び避難介助に配意した避難誘導体制の確立についての指導を行うとともに、特に旅館、ホテル等の宿泊を伴う施設においては、その実態に応じ、夜間において火災が発生した場合を想定した消火、通報及び避難訓練の実施等についてきめ細やかな指導を行い、検証の徹底を図るなど、防火管理体制の充実を図ることが重要と考えられる。

(2) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

火災が発生した場合に避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、 煙の拡散、延焼拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管 理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を 推進することが効果的である。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期 点検及び点検結果報告の徹底を図るなど、消防用設備等の適正な維持管理の徹底を図 ることが重要と考えられる。

(3) 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の促進

出火又は延焼拡大の防止等のため、防炎物品の使用の徹底を図るとともに、寝具 類等の防炎製品の普及を推進することが効果的である。

(4) 防火対象物定期点檢報告制度の周知徹底

防火対象物定期点検報告については、その実施率が未だ十分ではないため、関係 者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底及び報告実施の促進を図ることが重要 と考えられる。

また、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について 重点的に立入検査を実施するなど、効率的な違反是正の推進に努めることが効果的 である。

(5) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

平成13年9月に発生した果	! 京都新佰区の歌舞伎町ピ	ル火災以後、
	消防法令違反のある対象	物における
	="	

ており、

特に、立入検査及び違反是正については、「立入検査標準マニュアル」及び「違反

違反是正を推進することが重要となっ

- 3 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (1) 防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、高齢者や障害 者等に対する火災情報の伝達及び避難介助に配意した避難誘導体制の確立についての指導を行うとともに、特に旅館、ホテル等の宿泊を伴う施設においては、その実態に応じ、夜間において火災が発生した場合を想定した消火、通報及び避難訓練の実施等についてきめ細やかな指導を行い、検証の徹底を図るなど、防火管理体制の充実を図ることが重要と考えられる。

(2) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

火災が発生した場合に避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、 煙の拡散、延焼拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管 理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を 推進することが効果的である。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期 点検及び点検結果報告の徹底を図るなど、消防用設備等の適正な維持管理の徹底を図 ることが重要と考えられる。

(3) 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の促進

出火又は延焼拡大の防止等のため、防炎物品の使用の徹底を図るとともに、寝具 類等の防炎製品の普及を推進することが効果的である。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底

防火対象物定期点検報告については、その実施率が未だ十分ではないため、関係 者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底及び報告実施の促進を図ることが重要 と考えられる。

また、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について 重点的に立入検査を実施するなど、効率的な違反是正の推進に努めることが効果的 である。

(5) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

平成13年9月に発生した東京都新宿区の歌舞伎町ビル火災以後、<u>平成19年1月</u> に発生した兵庫県宝塚市のカラオケボックス店火災、平成20年4月に発生した北海 道札幌市のソープランド火災など、消防法令違反のある対象物で死者を伴う火災が発生しており、これらを教訓とした防火対象物の違反是正を推進することが重要と<u>考え</u>られる。

特に、立入検査及び違反是正については、「立入検査標準マニュアル」及び「違反

処理標準マニュアル」(平成14年8月30日付け消防安第39号、最終改正:平成21年9月11日付け消防予第379号)を踏まえた計画的な実施等により、防火安全対策を徹底する必要がある。

また、行政指導により違反を是正しないものに対しては、警告をはじめとする違 反処理を実施し、違反が全く是正されない場合や繰返し違反が行われる場合など悪 質性が高いもの及び火災危険性が特に高いものについては、時機を逸することなく 措置命令を発動するなど必要な措置を講じることが重要と考えられる。

なお、違反是正に当たっては、「安心・安全なまちづくり全国展開プラン」(平成17年6月犯罪対策閣僚会議決定)をはじめ、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について」(平成18年1月10日付け消防予第8号)、「防火対象物の防火安全対策における建築行政機関との連携の推進について」(平成18年3月28日付け消防予第122号)等を踏まえ、警察機関、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

(6) 個室ビデオ店等の個室型店舗における防火安全対策の徹底

個室ビデオ店等においては、その構造や利用形態から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気付きにくいため、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きい。

平成20年10月に発生した大阪市の個室ビデオ店の火災を踏まえ、個室型店舗等の安全対策の推進として自動火災報知設備の早期設置促進、夜間における応急体制の確保と訓練の実施が特に重要であり、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」(平成20年10月1日付け消防予第255号)、「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成20年10月7日付け消防予第257号)及び「個室型店舗等における消防訓練マニュアル」(平成21年6月30日付け事務連絡)により、防火安全対策の徹底を図ることが考えられる。

また、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」(平成21年総務省令第93号)により自動火災報知設備や誘導灯等に関する設置基準が強化されたところであり、これらについて昨年11月30日までの経過措置期限を踏まえ、個室型店舗等の関係者に対して対応を促すことが考えられる。

(7) 高齢者や障<u>がい</u>者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底 高齢者等が多数入居する小規模福祉施設においては、ひとたび火災が発生すれば 入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間においては職員の配 置が少数であることなどにより、全入居者を短時間で避難させることが難しい。 処理標準マニュアル」(平成14年8月30日付け消防安第39号、最終改正:平成21年9月11日付け消防予第379号)を踏まえた計画的な実施等により、防火安全対策の徹底を図ることが重要と考えられる。

また、行政指導により違反を是正しないものに対しては、警告をはじめとする違反処理を実施し、違反が全く是正されない場合や繰返し違反が行われる場合など悪質性が高いもの及び火災危険性が特に高いものについては、時機を逸することなく措置命令を発動するなど必要な措置を講じることが重要と考えられる。

なお、違反是正に当たっては、「安心・安全なまちづくり全国展開プラン」(平成17年6月犯罪対策閣僚会議決定)をはじめ、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について」(平成18年1月10日付け消防予第8号)、「防火対象物の防火安全対策における建築行政機関との連携の推進について」(平成18年3月28日付け消防予第122号)等を踏まえ、警察機関、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

(6) 個室ビデオ店等の個室型店舗における防火安全対策の徹底

個室ビデオ店等においては、その構造や利用形態から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気付きにくいため、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きい。

平成20年10月に発生した大阪市の個室ビデオ店の火災を踏まえ、個室型店舗等の安全対策の推進として自動火災報知設備の早期設置促進、夜間における応急体制の確保と訓練の実施が特に重要であり、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」(平成20年10月1日付け消防予第255号)、「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成20年10月7日付け消防予第257号)及び「個室型店舗等における消防訓練マニュアル」(平成21年6月30日付け事務連絡)により、防火安全対策の徹底を図ることが考えられる。

また、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」(平成21年総務省令第93号)により自動火災報知設備や誘導灯等に関する設置基準が強化されたところであり、これらについて本年11月30日までの経過措置期限を踏まえ、個室型店舗等の関係者に対して対応を促すことが考えられる。

(7) 高齢者や障 害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

高齢者等が多数入居する小規模福祉施設においては、ひとたび火災が発生すれば 入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間においては職員の配 置が少数であることなどにより、全入居者を短時間で避難させることが難しい。 これらの施設においては、安全対策の推進のために消防法令違反の是正推進、早期の火災覚知体制及び避難誘導介助体制の確保が特に重要であり、昨年3月に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災も踏まえ、「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成22年3月13日付け消防予第130号)、「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策の徹底について」(平成22年6月10日付け消防予第260号)、「未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査について」(平成22年7月21日付け消防予第318号)等により、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

なお、平成21年度補正予算による「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」により対象となる小規模福祉施設への連動型住宅用火災警報器の設置<u>が</u>推進<u>されていることを踏まえ</u>、避難誘導介助体制については、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」(平成21年10月27日付け全消発第338号)による、施設職員が自らの体制を検証する形での消防訓練の実施を推進することが考えられる。

また、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)等により消防用設備等の設置基準が強化されており、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を早期に設置するよう、施設の関係者に対し協力を求めることが必要である。

(8) 小規模雑居ビルにおける防火安全対策の徹底

唯一の避難経路となる階段で、火災発生時に避難の障害となる状況が頻繁に認められる等、防火管理が適切に実施されていないものが多く認められる小規模雑居ビルにおいては、ひとたび火災が発生すると比較的短時間で火災が拡大し、消火・避難が困難となり、人的、物的に多大な損害が生じる可能性が高い。

これらの防火対象物においては、平成21年11月に発生した東京都杉並区の雑居ビル火災も踏まえ、「小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物における違反是正の推進について」(平成17年3月24日付け消防安第58号)、「雑居ビル内の飲食店における火災を踏まえた防火安全対策の徹底について」(平成21年11月22日付け消防予第505号)等により、扉、階段、通路等の適切な維持管理の徹底、警報設備、避難設備の維持管理の徹底、放火防止対策の推進、並びに違反是正の取組みの強化等、必要な防火安全対策の徹底を図ることが重要と考えられる。

これらの施設においては、安全対策の推進のために消防法令違反の是正推進、早期の火災覚知体制及び避難誘導介助体制の確保が特に重要であり、本年3月に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災も踏まえ、「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成22年3月13日付け消防予第130号)、「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策の徹底について」(平成22年6月10日付け消防予第260号)、「未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査について」(平成22年7月21日付け消防予第318号)等により、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

なお、平成21年度補正予算による「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」により対象となる小規模福祉施設への連動型住宅用火災警報器の設置<u>を</u>推進<u>するとともに</u>、避難誘導介助体制については、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」(平成21年10月27日付け全消発第338号)による、施設職員が自らの体制を検証する形での消防訓練の実施を推進することが考えられる。

また、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)等により消防用設備等の設置基準が強化されており、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を早期に設置するよう、施設の関係者に対し協力を求めることが必要である。

(8) 小規模雑居ビルにおける防火安全対策の徹底

唯一の避難経路となる階段で、火災発生時に避難の障害となる状況が頻繁に認められる等、防火管理が適切に実施されていないものが多く認められる小規模雑居ビルにおいては、ひとたび火災が発生すると比較的短時間で火災が拡大し、消火・避難が困難となり、人的、物的に多大な損害が生じる可能性が高い。

これらの防火対象物においては、平成21年11月に発生した東京都杉並区の雑居ビル火災も踏まえ、「小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物における違反是正の推進について」(平成17年3月24日付け消防安第58号)、「雑居ビル内の飲食店における火災を踏まえた防火安全対策の徹底について」(平成21年11月22日付け消防予第505号)等により、扉、階段、通路等の適切な維持管理の徹底、警報設備、避難設備の維持管理の徹底、放火防止対策の推進、並びに違反是正の取組みの強化等、必要な防火安全対策の徹底を図ることが重要と考えられる。

4 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、火災予防運動の期間中は消費者である地域住民に消防機関が接する機会が多くなることから、電気用品、燃焼機器、自動車等の火災の発火源となることが多い製品について、適切な使用・維持管理の呼び掛けに併せて、「平成21年中の製品火災に関する調査結果」(平成22年3月26日消防庁報道発表資料)等、各種機関の収集情報等を参考とし、注意情報を発信することが考えられる。

5 林野火災予防対策の推進

(1) 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚

林野火災の出火原因としては、たき火、たばこ及び火入れによるものが過半数を占めているが、この時季は、春を迎えての火入れの開始、入山者の増加等が見込まれることから、林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚を図ることが重要と考えられる。

(2) 火災警報発令中における火の使用制限の徹底

消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールを強化するなどして出火防止に努めることが重要と考えられる。

(3) 火入れに際しての手続き等の徹底

火入れの相談があった場合又は情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密に し、関係者に対して森林法(昭和26年法律第249号)第21条第1項本文に規定 する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導するとともに、火災予防及び 火災の警戒上必要な措置について徹底を図るよう指導することが重要と考えられる。

(4) 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導を強化 するとともに、林野関係者と連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講じ るよう努めることが重要と考えられる。

6 車両火災予防運動の推進

平成21年中の車両火災の原因をみると、放火及び放火の疑いによるものが全体の1 9.5%を占めていることから、車両火災の防止と被害の軽減を図るため、防炎製品の ボディーカバーの使用等について普及促進を図ることが効果的である。

4 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、火災予防運動の期間中は消費者である地域住民に消防機関が接する機会が多くなることから、電気用品、燃焼機器、自動車等の火災の発火源となることが多い製品について、適切な使用・維持管理の呼びかけに併せて、「平成21年中の製品火災に関する調査結果」(平成22年3月26日消防庁報道発表資料)等、各種機関の収集情報等を参考とし、注意情報を発信することが考えられる。

また、駅舎等における防火安全対策の徹底を図るため、初期消火、通報及び避難訓練の実施等について、鉄道関係者に対する指導を行うことが重要と考えられる。

7 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっては、上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することが効果的である。

特に、消防団員の数は、<u>昨</u>年4月1日現在、89万人を割り、地域の安心・安全を確保するうえで、多大な支障をきたす事になるなど大変憂慮される厳しい状況にあることから、消防訓練や防火安全講習等、各種イベントの機会を捉え、消防団の地域における重要性や「消防団協力事業所表示制度」を啓発し、地域の住民・事業所に対し積極的な消防団への入団推進を図ることが効果的である。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
 - ア 消防団員確保を推進することによる、地域の火災予防体制の充実
 - イ 婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
 - ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施
- (2) 震災時における出火防止対策等の推進
 - ア 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
 - イ 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の 推進
 - ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進
- (3) 大規模産業施設の安全確保
 - ア 当該施設の実態把握
 - イ 当該施設で取り扱う危険性物品(廃棄物の処理・加工品を含む。)の把握
 - ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- (4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進
 - ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
 - イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推准
 - ウ 器具、配線・配管の正しい使用の徹底
- (5) 消火器の適切な維持管理
 - ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
 - イ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

5 地域の実情に応じた重点項目について

火災予防運動の実施に当たっては、上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することが効果的である。

特に、消防団員の数は、<u>本</u>年4月1日現在、89万人を割り、地域の安心・安全を確保するうえで、多大な支障をきたす事になるなど大変憂慮される厳しい状況にあることから、消防訓練や防火安全講習等、各種イベントの機会を捉え、消防団の地域における重要性や「消防団協力事業所表示制度」を啓発し、地域の住民・事業所に対し積極的な消防団への入団推進を図ることが効果的である。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
 - ア 消防団員確保を推進することによる、地域の火災予防体制の充実
 - イ 婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
 - ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施
- (2) 震災時における出火防止対策等の推進
 - ア 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
 - イ 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の 推進
 - ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進
- (3) 大規模産業施設の安全確保
 - ア 当該施設の実態把握
 - イ 当該施設で取り扱う危険性物品(廃棄物の処理・加工品を含む。)の把握
 - ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- (4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進
 - ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
 - イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
 - ウ 器具、配線・配管の正しい使用の徹底
- (5) 消火器の適切な維持管理
 - ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
 - イ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

- (6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 火災予防広報の実施
 - イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行
 - ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - エ 工事等における火気管理の徹底
- (7) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
- 8 老朽化消火器の破裂事故等を踏まえた対応
- (1) 平成21年9月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、住民に対する注意喚起と消火器の回収先(製造事業者による廃消火器リサイクルの回収窓口等)の周知等の取組を図るようお願いしているところであるが、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き本運動中に実施するイベント等(住宅防火訪問等)の機会を有効に活用し、一層の注意喚起を図るとともに、

老朽化消火器の廃棄・リサイクルに関する注意事項等についても、併せて周知されたい。

また、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務 省令第111号)等により消火器に係る省令及び点検基準が改正されており、その周 知徹底が必要である。

(2)「エアゾール式簡易消火具の不具合(亀裂・破裂事故)に係る注意喚起について」(平成19年4月10日付け消防予第137号)等により、再三にわたってエアゾール式簡易消火具の取扱いに係る注意喚起をお願いしてきたところであるが、昨年12月28日までに報告された不具合(亀裂・破裂事故)の製品事故は4,067件(うち人身事故は9件)に上り、未だ約11万7,000本(全体の約64%)の製品が未回収であり、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き取扱いに関する一般的注意事項等について、本運動中に実施するイベント等の機会を有効に活用し注意喚起を図られたい。

9 その他

近年、救助袋を使用した避難訓練実施中の事故発生が多く報告されており、防火対象 物における救助袋を使用した訓練及び点検等の際には安全管理を徹底するよう、注意喚 起を図られたい。

- (6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 火災予防広報の実施
 - イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行
 - ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - エ 工事等における火気管理の徹底
- (7) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
- 6 老朽化消火器の破裂事故等を踏まえた対応
- (1) 平成21年9月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、住民に対する注意喚起と消火器の回収先(製造事業者による廃消火器リサイクルの回収窓口等)の周知等の取組を図るようお願いしているところであるが、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き本運動中に実施するイベント等(住宅防火訪問等)の機会を有効に活用し、一層の注意喚起を図られたい。_____

<u>なお、これに当たり、</u>老朽化消火器の廃棄・リサイクルに関する注意事項等についても、併せて周知されたい。

(2)「エアゾール式簡易消火具の不具合(亀裂・破裂事故)に係る注意喚起について」(平成19年4月10日付け消防予第137号)等により、再三にわたってエアゾール式簡易消火具の取扱いに係る注意喚起をお願いしてきたところであるが、本年8月20日までに報告された不具合(亀裂・破裂事故)の製品事故は3,568件(うち人身事故は9件)に上り、未だ約12万3,000本(全体の約67%)の製品が未回収であり、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き取扱いに関する一般的注意事項等について、本運動中に実施するイベント等の機会を有効に活用し注意喚起を図られたい。

<u>7</u> その他

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」(別紙2参照) については、従来から住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として定め重点的に広報してきたものであり、一般的な防火意識の高揚を図るために、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用することが効果的である。

別紙 1

当面の重点実施項目

(住宅用火災警報器設置推進会議決定※)

住警器設置義務化が全面施行となる平成<u>23</u>年<u>6</u>月に向け、当面、以下を重点実施項目として、地域推進組織を通じ総力的な取組を展開。

- 1. 普及率調査の結果を踏まえた重点的取組
 - 普及率が低い地域における取組の強化
 - ・普及率が高い地域の要因・効果の検証・分析、紹介 等
- 2. 共同購入等の先進的ノウハウの普及
 - ・地域推進組織に対し、各種普及促進事業を含めた先進事例を紹介、活用を推奨 等
- 3. 住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進
 - ・住宅防火に関するわかりやすい広報とセットで設置を呼び掛け 等
- 4. 住警器の効果・奏功事例を活用した広報活動
 - ・各地域における効果分析や奏功事例の報道機関への情報提供等
- 5. 高齢者世帯など設置困難世帯への対応強化
 - ・特別交付税や緊急雇用創出事業等の財政措置の活用 等
- $%1 \sim 3$ については平成22年1月27日第3回会議にて決定され、 $4 \sim 5$ については平成22年8月4日第4回会議にて追加決定された項目である。

別紙2

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 3 つの習慣・4 つの対策-

別紙1

当面の重点実施項目

(住宅用火災警報器設置推進会議決定※)

住警器設置義務化が全面施行となる平成 23 年 6 月に向け、当面、以下を重点実施項目として、地域推進組織を通じ総力的な取組を展開。

- 1. 普及率調査の結果を踏まえた重点的取組
 - 普及率が低い地域における取組の強化
 - ・普及率が高い地域の要因・効果の検証・分析、紹介 等
- 2. 共同購入等の先進的ノウハウの普及
 - ・地域推進組織に対し、各種普及促進事業を含めた先進事例を紹介、活用を推奨 等
- 3. 住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進
 - ・住宅防火に関するわかりやすい広報とセットで設置を呼び掛け 等
- 4. 住警器の効果・奏功事例を活用した広報活動
 - ・各地域における効果分析や奏功事例の報道機関への情報提供等
- 5. 高齢者世帯など設置困難世帯への対応強化
 - ・特別交付税や緊急雇用創出事業等の財政措置の活用 等
- $%1 \sim 3$ については平成 22 年 1 月 27 日第 3 回会議にて決定され、 $4 \sim 5$ については 平成 22 年 8 月 4 日第 4 回会議にて追加決定された項目である。

別紙2

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 3 つの習慣・4 つの対策-

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。